

南部圏域 佐伯地域



センター長 後藤陽一郎



担当窓口 土谷 健治

1. 連絡協議会運用規定

(目的)

佐伯圏域における地域リハビリテーション推進事業を、広域支援センター・関係団体及び患者の会、家族の会が協調し地域の実情を踏まえバランス良く展開するための協議機関として、佐伯圏域地域リハビリテーション連絡協議会（略称：連絡協議会）を設置する。

(事業)

連絡協議会は前項の目的を達成するために、次の検討を行う。

- 1) 地域におけるリハビリテーション連携指針の作成
- 2) 地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係わる調整・協議
- 3) 前 1)、2)に係わる問題点等の検討
- 4) その他必要な事項の検討

(構成)

- 1) 連絡協議会の構成は以下の通りとする

- ・地域医師会 2名（病院代表、診療所代表各 1名）
 - ・老人保健施設代表
 - ・老人福祉施設代表
 - ・理学療法士代表
 - ・作業療法士代表
 - ・言語聴覚士代表
 - ・歯科医師代表
 - ・歯科衛生士代表
 - ・地域包括支援センター代表
 - ・保健所長
 - ・県代表（保健師）
 - ・市町村代表（保健師）
 - ・ケアマネジャー代表
 - ・広域支援センター代表
 - ・地域リハビリ調整者代表
- 計 16名

- 2) 連絡協議会委員の指名については各所属団体の推薦を受けた者、もしくは広域支援センターの判断にて委託を受けた者とする。なお理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の代表は広域支援センターの職員より選出する。
- 3) 広域支援センターの職員は議決に際する投票権は無いものとする。

(任期)

連絡協議会委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

連絡協議会の開催は原則年2回とする

- 1) 連絡協議会には会長及び副会長を置く。会長、副会長は委員の互選により選出する。
- 2) 連絡協議会は会長が議長を務める。

3) 副会長は、会長を補佐し事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

連絡協議会の事務局を医療法人長門莫記念会 長門記念病院に置くこととする。

(実務者協議会)

連絡協議会は必要に応じ実務者協議会を設置できるものとする。

(報償費)

連絡協議会開催に係わる委員の報償費は、一回の開催につき 一名 7,000円とする。

附 則

この要綱は、平成16年 1月 5日から施行する。

連絡協議会委員名簿 (敬称略順不同)

広域支援センター代表	後 藤 陽一郎	長門記念病院 院長
病院代表	曾 根 勝	曾根病院 院長
診療所代表	木 下 賢 三	木下整形外科 院長
介護老人保健施設代表	調 整 中	調 整 中
介護老人福祉施設代表	調 整 中	調 整 中
理学療法士代表	土 谷 健 治	長門記念病院 理学療法士
作業療法士代表	江 藤 晶 子	長門記念病院 作業療法士
言語聴覚士代表	江 藤 朝 樹	長門記念病院 言語聴覚士
ケアマネジャー代表	加 藤 徹 文	彦岳の太陽 ケアマネジャー
歯科医師代表	丸 山 和 明	丸山歯科医院
歯科衛生士代表	多 田 啓 子	林歯科医院 歯科衛生士
地域リハビリ調整者代表	河 村 昌 江	佐伯市健康増進課 保健師
地域包括支援センター代表	高 畑 育 代	佐伯市地域包括支援センター 保健師
保健所代表	司 城 潤一郎	佐伯保健所長
県保健師代表	姫 島 洋 子	佐伯保健所 保健指導課長
市町村保健師代表	小 平 恵里子	佐伯市健康増進課 保健師

2. 実務者協議会運用規定

(目的)

佐伯圏域における地域リハビリテーション推進事業の一環として行われる、地域への啓蒙活動や、地域におけるリハビリテーション従事者の連携強化、質的向上などをより効率的かつ円滑に推進することを目的として、佐伯圏域地域リハビリテーション実務者協議会(略称：実務者協議会)を設置する。

(事業)

実務者協議会は前項の目的を達成するために、次の検討を行う。

1) 地域におけるリハビリテーション連携指針の作成

- 2) 研修会、講演会等に係わる調整・協議
- 3) 啓蒙活動に係わる調整・協議
- 4) 委託事業等に係わる調整・協議
- 5) 前 1) ～ 4) に係わる問題点等の検討
- 6) その他必要な事項の検討

(構成)

- 1) 実務者協議会委員の構成は以下の通りとする
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかが在籍する施設及び事業所の代表者で、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格を有する者
- 2) 実務者協議会委員の指名については、各所属施設又は事業所の推薦を受けた者、もしくは広域支援センターの判断にて委託を受けた者とする。

(任期)

実務者協議会委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

実務者協議会の開催は原則年2回とする

- 1) 協議会には会長及び副会長を置く。会長、副会長は委員の互選により選出する。
- 2) 協議会は会長が議長を務める。
- 3) 副会長は、会長を補佐し事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

実務者協議会の事務局を医療法人長門莫記念会 長門記念病院に置くこととする。

(報償費)

実務者協議会開催に係わる委員の報償費は、一回の開催につき 一名 5,000円とする。

附 則

この要綱は、平成16年 1月 5日から施行する。

実務者協議会委員名簿 (敬称略順不同)

富松満代	サンビュー南海 (PT)
橋本一郎	南佐医師会訪問看護ステーション (PT)
清家誠	南海病院 (PT)
土谷健治	長門記念病院 (PT)
神矢宗徳	曾根病院 (PT)
佐藤嘉子	訪問看護ステーション長門 (PT)
池田貴朗	西田病院 (PT)
廣瀬千春	小寺病院 (PT)
五十川直也	和の風 (PT)
高橋幸基	近藤医院 (PT)

3. 地域リハビリ調整者連絡会委員名簿（敬称略順不同）

広域支援センター	土谷 健治 江藤 晶子 管 直美	佐伯市中央地域包括支援センター	高畑 郁代 大前 奈保子
佐伯市	河村 昌江 小平 恵理子 浜野 清子 坂本 みゆき 山本 玉代 千秋 睦美 村上 美香 田中 洋子 小野 和代	県民保健福祉センター	佐藤 裕子 飯島 貴子 小幡 尚美 飯田 育子

4. 事業報告

<研修会>

テーマ	開催日時	会場	参加人数
PNFについて（基礎編）	H21.7.30	長門記念病院	37人
PNFについて（応用編）	H21.8.29・30	長門記念病院	33人
介護予防について	H21.8.29	長門記念病院	67人
口腔ケアについて	H22.1.23	長門記念病院	12人
口腔機能向上のためのアプローチについて	H22.2.6	長門記念病院	19人

<連絡協議会>

開催回数 : 1回
 日時 : 平成21年11月6日（金）
 会場 : 長門記念病院 新研修ホール
 参加者数 : 10名

5. その他地域リハ関連の活動

<講演依頼> 計8件(延べ18回)

日時	テーマ	派遣人員	依頼者(事業所)
H21.5.25 H21.6.15 H21.6.29	訪問介護員養成研修 2級課程	PT 1名	佐伯豊南高校
H21.7.7 H21.7.8 H21.10.15 H21.11.9 H21.11.12 H22.1.21 H22.1.28 H22.2.2	介護予防講習	PT 2名	佐伯市社協
H21.7.28	訪問介護員養成研修 2級課程	PT 1名	NPO 法人 蒲江の海
H21.9.8	介護職員基礎研修	PT 1名	NPO 法人 蒲江の海
H21.9.25	訪問介護員養成研修 2級課程	PT 1名	シルバー人材センター
H21.11.18	腰痛・膝痛のケアと予防について	PT 1名	シルバー人材センター
H21.12.20	訪問介護員養成研修 2級課程	PT 1名	NPO 法人 蒲江の海
H21.12.9 H22.1.22	保健所神経疾患相談会	医師 1名 PT 1名	南部保健所

<委員派遣>

日時	テーマ	派遣人員	依頼者(事業所)
H21.8.27	圏域介護予防検討会	PT 1名	南部保健所
H21.11.26	圏域介護予防検討会	PT 1名	南部保健所

6. 次年度へ向けた課題

- ・他職種合同研修会開催に向けての調整と課題の抽出

地域包括支援センター、保健所連絡先一覧（南部圏域）

保健所	〒	住所	TEL	FAX	調整者・協力員氏名
南部保健所	876-0844	佐伯市向島1-4-1	0972-22-0562	0972-25-0206	佐田 美貴江 姫嶋 洋子

地域包括支援センター名	〒	住所	TEL	FAX	調整者・協力員氏名
佐伯市地域包括支援センター	876-0844	大分県佐伯市向島1-3-8	0972-23-1632	0972-23-1661	大前 奈保子 千秋 睦美 高畑 郁代

※調整者・協力員氏名にあるのは、大分県地域リハ調整者・地域リハ協力員連絡協議会会員の氏名（H22.1.20現在）